

NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項

NISA口座で買付けた**上場株式**の配当金等を**非課税**とするためには、
証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」に変更する
必要があります。いま一度、お取引先の証券会社にご確認ください。

NISA口座で買付けた**株式投資信託**の分配金については、上記の手続は不要です。

「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」などを選択される場合

課税になります！

- 現在多くの方が上場株式の配当金やETF、REITの分配金（以下「上場株式の配当金等」といいます）の受取方法として選択されている「配当金領収証方式（ゆうちょ銀行等及び郵便局に「配当金領収証」を持ち込み受け取る方式）」や「登録配当金受領口座方式・個別銘柄指定方式（指定の銀行口座で受け取る方式）」では、NISA口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とはならず、**20%課税^(※)され**、確定申告を行っても還付されません。
※税率は復興特別所得税を含めると20.315%となります。

「株式数比例配分方式」を選択される場合

非課税になります！

- 証券会社で、いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の**特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択**されます（証券会社ごとに異なる受取方式は選択できません）。
- 「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、**保有銘柄の配当基準日までに、手続を終了**しておく必要があります。この手続に要する日数は、証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- 平成21年1月の株券電子化に当たって、信託銀行などに開設された「**特別口座**」に上場株式がある場合などは、「株式数比例配分方式」はご利用いただけません。「特別口座」がある場合や「特別口座」の所在が分からない場合の具体的な手続については、お取引先の証券会社にご相談ください。